

# Weekly Report

第609日号  
令和3年7月12日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 災害により資産に損害を受けた場合は

今月1日からの大雨により各地で被害が出ており、現在、静岡・鳥取・鹿児島の7市2町に災害救助法が適用されています。

### ◆個人の住宅や家財などが損害を受けた場合

◎罹災証明書の申請……住宅に被害を受けた場合は、被害の程度を証明する「罹災証明書」の発行を自治体に申請します。各種被災者支援制度を利用する場合などに必要となります。

◎所得税の軽減・免除……住宅や家財などに損害を受けた方は、「雑損控除(所得控除)」又は「災害減免法による所得税の軽減免除(税額控除)」のどちらか有利な方法を選択し、所得税を軽減できます。

◎住宅ローン控除の特例……住宅が災害によって居住できなくなった場合は、その後も引き続き住宅ローン控除の適用できる等の特例があります。

### ◆会社の資産に損害を受けた場合

◎滅失・損壊した資産等……災害により商品や店舗などが滅失・損壊した場合の損失額や、損壊し

た資産の取崩し、土砂などを除去するための費用は損金になります。また、棚卸資産や固定資産等に著しい損傷が生じ、時価が帳簿価額を下回る場合には、その差額を評価損として損金算入できます。

◎復旧のための費用……損傷を受けた固定資産(評価損を計上したものを除く)の原状回復のため補修などを行った場合は、修繕費として損金になります。

◎災害損失欠損金の繰戻しによる還付……災害のあった事業年度に災害損失欠損金額がある場合は、その事業年度開始の前1年(青色申告の場合は前2年)以内に開始した事業年度に納付した法人税額から還付を受けることができます。

## 今月から「生命保険契約照会制度」が開始

これまで亡くなった方や、認知症等により認知判断能力が低下した方に関する生命保険契約の存在が不明な場合には、生命保険各社へ個別に照会を行う必要がありました。

今月から、生命保険協会(国内で営業する全ての生命保険会社が加盟)に照会を申し込むことで対象者の生命保険契約の有無を各社に一括して確認し、照会者に回答するサービス「生命保険契約照会制度」が始まりました(災害時を除き、利用料3千円や書類の提出が必要)。

なお、本制度を利用できる方(照会者)は、照会対象者の法定相続人や法定代理人など一定の方に限られます。

## 雇調金特例は現在の助成内容を9月まで延長

今月12日から、緊急事態措置区域は東京・沖縄、まん延防止等重点措置区域は埼玉・千葉・神奈川・大阪となることを踏まえ、新型コロナに伴う雇用調整助成金等の特例措置は本年5月以降の助成内容を9月まで継続する予定です。

地域特例(緊急事態措置区域等で知事の要請を受け時短営業等に協力)や業況特例(売上高等の最近3ヵ月平均が30%以上減少)に該当する事業主は、助成率は4/5(解雇等を行わない場合10/10)、日額上限1万5千円となります。